

## 令和2年2月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和2年2月25日(火) 午後1時30分から午後3時
2. 開催場所 勝山市役所 3階 第2・3会議室
3. 出席委員 農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名
 

会長	1番	松村 勘兵衛			
会長職務代理者	2番	中村 栄治			
農業委員	3番	牧野 元恵	8番	田中 政男	
	4番	酒井 清泰	9番	山内 百合子	
	5番	笠松 邦造	10番	山口 拓雄	
	6番	北山 謙治	11番	前田 壽夫	
	7番	須見 則雄	12番	平泉 節子	
農地利用最適化推進委員					
	1番	境井 義樹			
	2番	本多 範行	7番	辻 総一郎	
	3番	松川 隆	8番	牧野 雅夫	
	4番	吉田 新一	9番	鳥山 豊一	
	5番	高野 忍	10番	松山 隆重	
4. 欠席委員 農業委員0名 農地利用最適化推進委員1名

### 5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第48号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第49号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)	可決
議案第50号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	保留
議案第51号	現況証明願いについて	可決
議案第52号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第53号	農地利用配分計画(案)に対する意見聴取について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第54号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)	可決
議案第55号	農作業標準料金について	可決

- (協議事項) (1) 農地利用最適化の推進に向けて
- (報告事項) (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員 事務局長 竹生 禎昭 主任 多田 喜代彦 主任 山本 典子

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから令和2年2月定例農業委員会を開催いたします。本日の会議ですが、松井委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	会長あいさつ 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の議案審議を行い、協議事項の「農地利用最適化の推進に向けて」は、最後に協議をお願いします。なお、全員での協議といたします。終了予定は、遅くとも午後3時30分を予定しています
局長(竹生)	ありがとうございました。それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
議長(会長)	これより本日の会議に入ります。事務局から2月分の経過報告を申し上げます。
事務局(多田)	それでは、2月分の経過報告をいたします。「経過報告 説明」
議長(会長)	事務局からの報告はお聞きのとおりです。なにかご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、7番 須見則雄委員、8番 田中政男委員の両名をお願いします。
事務局(山本)	これより議事に入ります。日程第1議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。
議長(会長)	なお、中村代理におかれましては当事者でありますので退出願います。
笠松委員	では、議案第48号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
須見委員	①番について、2月19日に現地確認を行いました。こちらは仲間田です。譲受人が耕作されており、これからも譲受人が耕作すると確認を取っています。
議長(会長)	②番について、2月19日に現地を見てまいりました。以前よりずっと耕作されており、今回贈与ということで譲渡人は息子さんになります。何ら問題ないと考えます。報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第48号について採決いたします。議案第48号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第48号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決しました。中村代理は入室ください。
事務局(山本)	続きまして、日程第2議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)を議題とします。事務局より説明願います。
議長(会長)	それでは、議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)、ご説明いたします。
須見委員	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
議長(会長)	②番について、2月19日に現地確認をしました。申請地の両側を譲受人が耕作しており、何ら問題ないと考えます。以上です。報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第49号について採決いたします。議案第49号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)は、原案どおり承認することに決しました。続きまして、日程第3議案第50号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局(山本)	それでは、議案第50号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について、ご説明いたします。
議長(会長) 山口委員	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 2月19日に3名の農業委員と事務局とで現地確認に行きまして。12、13頁の写真のとおりでございます。支障はないと思います。以上です。
議長(会長) 北山委員	報告は以上です。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 事務局にお尋ねします。ここ10年間で1業者が1年に2回許可したことがありますか。約束事で3反田2枚6,000㎡までという限度もあったはず。過去にいろいろな問題があって取り決めた。4月に申請が出て、私が病気で欠席していた月に変更申請があった。今回3回目となる。個人的に見に行ってきたが、むちゃくちゃになっている。今回の申請業者は初めてで、プラントを持っていない。次から次へと許可してきちんと田に戻せるのか。延長はよほどやむを得ない場合でないと認められない。そのあたりをちゃんと説明しているのか。
中村代理 北山委員	役員会で話し合った結果を申し上げます。 私は事務局に聞いている。内々の運用についてちゃんと調査しているのか。前例があるかないか調べていない。これまで1年以内の追加は1回だったはず。この業者は今回2回目だ。過去に他の業者に問題があって田に戻せなかったことがあった。だから、1年に1回までの追加しか認めなくなった。
事務局(多田)	当初は自動車学校の道路側の土地を申請され、つづいて追加で隣接地の川側の土地の申請がありました。
北山委員	この業者は実績がない。1回目の成果を見ないと認めることはできない。僕は反対だ。農地を守るのが農業委員会だ。そして掘っているのは本当に7メートルか。それ以上は掘っていないのか、ちゃんと見に行かないといけない。いいわいいわで申請を受け付けたらいけない。立川水源地のこともしっかり考えて欲しい。7メートルのところをそれ以上掘ってしまったら水の道が変わってしまう。そういう噂もある。
事務局(多田)	工期は変更許可後から数えますので、1回目の申請地も追加で出された申請地も、ともに令和2年9月30日までとなります。
北山委員	面積が10,000㎡以上になっている。本当に埋め戻せるのか。大丈夫なのか。
事務局(多田)	深さは見に行きました。10メートル以上になっていないことは目視で確認しています。来月の現地確認に行ったときに農業委員さんにも見ていただくと考えております。
北山委員	1回目の許可はいつですか。
事務局(多田)	5月27日です。
北山委員	令和2年の5月26日までに1回目の工事は終わるのか。
事務局(多田)	その後10月1日付けで変更がありましたので、1回目2回目合わせて、令和2年9月30日までの工期となっております。
北山委員	1回目がある程度終わってから追加させるべき。追加の時点で勝山市農業委員会の内々の運用を調べなかった。担当が変わったからといって申し合わせ事項が変わってはいけない。1年間に3回もの申請となっている。
事務局(多田)	水源地に関しましては、上下水道課に問い合わせます。
議長(会長)	内々の取り決めとして聞いているのは1年に2箇所まで。面積は個人的には聞いていない。1回目と追加分は同じエリアと考えるので、今回は2箇所目の申請となる。
北山委員	面積を増やしているのだから、変更であっても1回に数えるべきだ。私にすれば3回目だ。農業委員会は農地を守る組織ではないのか。
議長(会長)	県は、追加分を1回目と一体的に捉えて許可をしている。
中村代理	許可をするのは県だ。農業委員会は意見を述べるだけ。6反の件もうろ覚えがあるが、同じ業者が変更を出したときは、同じエリアと見なされている。

北山委員 議長(会長)	流れがあって決めていることを守るべきだ。そのための事務局だ。 追加で出されたものを1回目とするなら、今回は2回目だ。その認識をお願いしたい。 賛否を取ってはどうか。僕は反対だ。
北山委員 中村代理 事務局長 議長(会長)	あくまで僕らは審議する立場なので、事務局長、回答をお願いします。 過去の経緯を早急に調べますので、お時間をいただきたいと思います。 それでは、議案第50号は、保留といたします。
事務局(多田) 議長(会長)	続きまして、日程第4議案第51号現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。なお、中村代理におかれましては当事者ですので退出をお願いします。 それでは、議案第51号現況証明願いについて、ご説明いたします。
山口委員	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 2月19日に現地確認に行ってきました。16～18頁の写真のとおりです。よろしく願います。
須見委員	2月19日に現地調査を行いました。②番につきましては、エスエス自動車の裏で新保川のすぐ側です。畑として使用できる状態ではないと判断させていただきました。③番につきましては、パチンコ店の調整地です。コンクリートが敷かれており、農地ではないと判断しました。よろしく願います。
議長(会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第51号について採決いたします。議案第51号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員 議長(会長)	異議なし それでは、議案第51号現況証明願いについては、原案どおり承認することに決しました。中村委員は入室ください。
事務局(多田)	続きまして、日程第5議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による賃借権の設定)と、日程第6議案第53号農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを、議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。 なお、中村代理は引き続き、本多委員、牧野雅夫委員におかれましては、当事者でありますので退出願います。
議長(会長)	それでは、議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による賃借権の設定)及び議案第53号農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第52号について採決いたします。議案第52号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員 議長(会長)	異議なし それでは、議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による賃借権の設定)は、原案どおり承認することに決しました。
事務局(多田)	続きまして、議案第53号について採決いたします。議案第53号は「適当である」旨の意見を付すことに異議ございませんか。
全員 議長(会長)	異議なし それでは、議案第53号農用地利用配分計画(案)については、「適当である」旨の意見といたします。中村代理、本多委員、牧野雅夫委員は、入室ください。 続きまして、日程第7議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)を議題とします。事務局より説明願います。なお、酒井清泰委員においては、当事者でありますので退出願います。

事務局(多田)	<p>それでは、議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)、ご説明いたします。</p> <p>説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第54号について採決いたします。議案第54号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
全員	異議なし
議長(会長)	<p>それでは、議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)は、原案どおり承認することに決しました。酒井清泰委員は、入室ください。</p> <p>続きまして、日程第8議案第55号農作業標準料金についてを議題とします。事務局より説明願います。</p>
事務局(多田)	それでは、議案第55号農作業標準料金について、ご説明いたします。
議長(会長)	説明は以上です。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
笠松委員	ソバの収穫ですが、県は安いが大野市はどうですか。
事務局(多田)	他の作業料金については、計算根拠があり数字を積み上げてゆくのですが、ソバに関しては計算していません。県は、県内15箇所の聞き取りを行って、平均値を出しています。大野市からもらったデータにはソバはありません。電話で聞くことはできますので、後ほどご返事いたします。
議長(会長)	あくまで標準料金だからプラスマイナスについては当事者間で話をします。勝山でもあらゆる条件があって、そのあたりを踏まえて決めている。
中村代理	県は、坂井市などの条件をもとに決めている。この案は勝山市の状況を見て決めている。昨年から委託者も設定委員会に参加するようになって、オペレーターだけでなく貸す側の意見も反映されるようになってきている。
議長(会長)	難しいとは思いますが、一応この金額をもとに、双方で話し合ってプラスマイナスしてもらいたい。
山内委員	補助員は県と5,000円近く違うがなぜですか。
事務局(多田)	資料の4頁をごらんください。同じ作業でも、県は一般賃金と捉えて、勝山市は補助員と捉えています。
山内委員	名目は同じでも作業の中身が違うということでしょうか。
事務局(多田)	そう考えています。補助員とはベテランの方のことで、一般作業とはあまり作業をしたことのない方という認識です。
中村代理	補助員はオペレーターに付随してくる人、もし、それとは別に新たに頼むときは一般作業となるのではないのでしょうか。
山内委員	我々が頼むときはそれも加味するのですね。
中村代理	そうです。
牧野雅委員	田植えをしてもらった場合、一般作業をオペレーターと田植えの区分があるが使い分けをどうしたらいいのか。
中村代理	田植えの金額はオペレーター付き。10疔あたりの金額です。苗を運ぶ人たちはいない。機械があって運転をお願いするならオペレーターの金額。
議長(会長)	機械はあるけど運転手を頼むならオペレーターの金額。こちらは1日の金額。機械を持って運転手が来たら田植えの金額。こちらは10疔あたりです。一般作業員と補助員の違いは、オペレーターの随行者は補助員、別途に頼んだら一般作業員、という区分けになるのかなと思います。
境井委員	表に単位を入れた方がいいと思います。わかりやすくなると思います。
事務局(多田)	単位を付けさせていただきます。
牧野雅委員	もう少し分類を細かくして、除草や防除も設定できないか。

中村代理	以前はあった。この作業については、ついでならできがわざわざそれだけは大変な部分がある。雑作業は多くあったが、設定を止めた。
事務局(多田)	県のホームページに金額があるので、参考にしてみてください。ただ金額を設定してしまうとその金額で引き受けなければならない、それは大変すぎるという設定委員会の意見でした。
議長(会長)	金額を設定してしまうと、3畝でも5畝でもしなければならない。この単価で、服を着替えて散布機を用意していくのはとても大変。もちろんお互い様でついでならやってあげるのも、単価まで設定しなくてもいいのではないかという意見が多かった。設定委員会は委託者も3名入っておられますが、そのあたりを尊重されたのかなと思っているのでご了承いただきたい。もちろん設定があれば目安にはなりますが、その弊害も生まれてしまう。そのあたりは難しいところです。
全員	他にご意見、ご質問ございませんか。ないようですので、議案第55号は原案どおり承認することに異議ございませんか。
議長(会長)	異議なし それでは、議案第55号農作業標準料金については、原案どおり承認することに決しました。
事務局長	ここで、先ほどの議案第50号ですが、こちらにつきましては、保留いたします。
境井委員	議案第50号について、先ほどよりお調べしましたが、前任者等の出張もありまして不明な点もあります。再度よく確認したいと思っておりますので、よろしくお願いします。
議長(会長)	私はそんなに推進委員の経験はないのですが、先ほど問題になった件について、例えば申し合わせ事項としてきちんと残しておく。それを引き継いでいく、という風にすればスムーズな運営となるのではないのでしょうか。
北山委員	今後はそのようにしていきたい。
鳥山委員	以前は、1回目が終わらないと2回目は受けなかった。今回は1回目がむちゃくちゃな状態なのに申請をしている。
北山委員	今朝見てきたが、1回目の場所は8割方終わっている。今回大丈夫だという見込で出てきた。中部縦貫道の工事などで砂利が必要なのもあって判を押した。ただ、これまでの流れも農業委員会の流れも尊重しないとイケないと思っている。
議長(会長)	地権者が意見を言う権利はあるのですか。議事録も細かく取られていない。答弁は事務局がするもの。
事務局(山本)	議案第50号ですが、先ほど申し上げたように、保留いたします。
議長(会長)	次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。
事務局(多田)	それでは、農地法第3条の3第2項の規定による届出について 報告いたします。
議長(会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告願います。
中村代理	それでは、農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。
事務局(多田)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。
中村代理	農地の面的集約が掴みにくい。そのような情報もない。事務局掌握していたら教えてください。
中村代理	面的集約を進めるための指導等は行っておりません。ただしこのデータをシステムに入れますと地図上に落とせますので、地図でお示しすることはできます。
事務局(多田)	事務局からもこういう動きになっていると一言説明願いたい。なんのために集落にまで入っているのか。ちぐはぐに感じる。
中村代理	地図に落としたものをお渡しするのは可能です。
中村代理	推進委員と議案の内容がリンクしない。こういう動きだという説明が欲しい。

議長(会長)	そのあたりについては、農業公社に強く要望している。受取手がない田というのは今のところ発生していない。
中村代理 議長(会長)	定例会でなくてもよい。ちょっと報告いただければ。 そのあたりは、定例会というより個々の対応となる。他に、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に農地の転用事実に関する照会の回答について事務局から報告願います。
事務局(山本) 議長(会長)	それでは、農地の転用事実に関する照会の回答について報告いたします。 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、その他に入ります。(1)スマート農業推進大会について 事務局より説明願います。
事務局(多田) 議長(会長)	説明 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、(2)1・1・1運動活動事例の提出と各研修について事務局より説明願います。
事務局(山本) 議長(会長)	説明 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、3月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局(多田)	次回は、3月25日(水) 午後1時30分から、開催予定としております。 ここで、前回のご質問2点についてお答えします。1点目は5条の申請で分筆は必要ないのか、というものでしたが、こちらは親族間の使用貸借権で登記をしませんので、分筆の必要はありません。2点目は非農地通知に農用地が含まれており、それらについて手続きが必要なのではないかと、いうものでしたが、県に確認したところ、書類の提出が必要ということでしたので、こちらの手続きをいたします。
中村代理	次に協議事項の、集落説明会の現状報告と今後の予定について に入ります。各委員から報告をお願いします。
松山委員、吉田委員、松川委員、境井委員、田中委員、山内委員、鳥山委員、高野委員、平泉委員による報告	
中村代理	ひとつお説明会が終わり、次のステップにいく段階だと思います。結果が出なくてもプロセスを大事にしていきたいと思えます。
境井委員	これだけ農業委員、推進委員が集落に入ることはこれまでなかった。この機会を活かしたい。市にもこの取り組みを支援する政策の論議をお願いしたい。例えば3年間だけとか期間を決めての補助制度があったりすると、集落がまとまる呼び水となるのではないかと。
事務局長	法人化した際の補助金はございます。
境井委員	国の補助金ですよね。市独自の政策の議論をお願いしたい。
事務局長	検討いたします。
議長(会長)	2月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松村 勘兵衛      ⑧      7番 須見 則雄      ⑧  
8番 田中 政男      ⑧